

スポーツ振興投票関係制度の改正を踏まえた取組

① 払戻金の最高限度額の引き上げ

■改正概要

- 1等払戻金の限度額の上限を、
・100円当たり2億5千万円(キャリーオーバー発生時は5億円)に引き上げ
- ・各回の限度額はこの範囲で(独)日本スポーツ振興センターが定める。

※BIGは1口300円で販売

■実績

- ・最高10億円のくじ(BIG)の販売を2回実施
- 【第1回】
販売期間:平成25年11月10日～11月23日
売上金額:87.6億円 1等当せん口数:9口
- 【第2回】
販売期間:平成26年2月15日～3月1日
売上金額:75.3億円 1等当せん口数:3口

② くじの対象となる試合の拡充

■改正概要

- ・くじの対象となるサッカーの試合をJリーグ以外(海外リーグ等)にも拡大
- 【海外リーグ等】
- ・プレミアリーグ(英)
- ・フットボールリーグチャンピオンシップ(英)
- ・FAカップ(英)
- ・ブンデスリーガ(独)
- ・FIFAワールドカップ

■実績

- ・海外試合対象のくじ(BIG等)の販売を11回実施
- 販売期間:11月～2月(Jリーグのオフ期間)
売上合計金額:186億円
- ・BIG等の通年販売を実現

上記①、②により平成25年度売上が初めて1,000億円を突破

③ くじ財源の活用

■改正概要(法律改正)

- ・センターは、当分の間、スポーツ振興くじの売上金額の5%を超えない範囲で文部科学大臣が定める金額(特定金額)を控除。
- ・控除した特定金額は、国際スポーツ競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が定める業務(特定業務)に必要な経費に充当。

■実績

- 文部科学大臣が財務大臣と協議し、以下の内容を決定
- 【特定金額】
スポーツ振興投票券の売上金額の5%に相当する額
- 【特定業務】
国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務
(本体整備、周辺整備等に係る業務)